

## 山梨県公益通報者保護事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁。）の趣旨を踏まえて、県の行う事務に関して、外部の労働者等からの公益通報等を適切に処理するため、公益通報に係る事務処理について必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による他、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 外部の労働者等

次のアからオに掲げる者をいう。

ア 通報対象事実に関係する事業者（以下「当該事業者」という。）に雇用されている労働者

イ 当該事業者を派遣先とする派遣労働者

ウ 当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

エ 通報の日前1年以内に上記ア～ウであった者

オ 当該事業者及び取引先事業者の役員

#### 二 通報対象事実

法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

#### 三 通報

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

#### 四 受付

外部の労働者等から県に対し、公益通報を意図してなされる通報、相談（以下「通報等」という。）を受けをいう。

#### 五 受理

法令所管課に対してなされた通報について、調査又は法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を行う必要があるものとして決定することをいう。

#### 六 県の機関

知事、教育委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び公営企業管理者並びにこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

#### 七 法令所管課

通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為を

いう。以下同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する県の機関のうち、当該処分又は勧告等に係る事務を所管する課、室及び出先機関をいう。

(通報の対象と通報者の範囲)

第3条 本県は、外部の労働者等からの通報対象事実についての通報等を受け付ける。

2 通報等の対応に当たっては、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報等の対応の実効性を確保するため、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(秘密保持及び個人情報の取扱い)

第4条 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続きにおいて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階(通報等の相談、受付、受理、教示、調査、措置及び通報者等への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。)及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二 通報等を行った者(以下「通報者等」という。)を特定させる情報については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。(通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)

三 通報者等を特定させる情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等から書面、電子メール等により明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じうる不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

4 通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令や県の条例等に従うものとする。

(通報等の処理体制)

第5条 県民生活センターに公益通報相談窓口(以下「通報相談窓口」という。)を置き、公益通報に関連する相談への対応、法令所管課への仲介等の事務を行う。

2 通報の受付は、法令所管課において行う。

3 県民生活センターは、通報に関する相談者が通報する旨の意思表示があった場合に、様式2によりその通報に係る権限を有する機関を速やかに教示するものとする。

4 前項において、県民生活センターは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者等の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密

は保持される旨を通報者に対し説明するとともに、法執行上の問題が生じない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を全て教示した機関に提供しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第6条 通報等を受けた事案について特別の利害関係を有する職員は、当該通報等の処理に関与しないものとする。

2 法令所管課は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(通報の受付)

第7条 法令所管課に通報があったときは、法及び本要綱の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならないが、正当な理由なく通報の受付を拒んではならない。

2 法令所管課は、通報があったときは通報者の秘密の保持に配慮しつつ、当該通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）並びに通報の内容を把握の上、外部通報受付票（様式1）に記入するものとする。

3 法令所管課は、通報者に対する不利益な取扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること及び通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し、説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

4 前項において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

5 法令所管課は、通報の内容が他の法令所管課が受け付けるべきものである場合にあっては当該他の法令所管課を、通報に係る通報対象事実について県の機関が処分又は勧告等をする権限を有しない場合にあっては処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、様式2により通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

6 法令所管課は、法令等に抵触しない事案、事実と反する事案等のほか、自己の利益を不当に得る目的、他人を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報がされたものについては、受け付けないことができる。

(通報の受理等)

第8条 法令所管課は、通報を受け付けた場合において、通報者が次の各号のいずれかを満たして当該通報をした場合は、当該法令所管課は当該通報を受理するものとし、正当な理由なく受理を拒んではならない。

なお、第一号、第三号、及び第四号については、当該通報内容に係る通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）が、当該通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等に

よっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。

- 一 真実相当性の要件を満たすとき。(役員からの通報を除く。次号において同じ。)
  - 二 当該通報に係る通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出するとき。
    - ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
    - イ 当該通報に係る通報対象事実の内容
    - ウ 当該通報に係る通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
    - エ 当該通報に係る通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由
  - 三 調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお、真実相当性の要件を満たすとき。(役員からの公益通報に限る。次号において同じ。)
  - 四 真実相当性の要件を満たし、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 法令所管課は、通報を受理したときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を様式3により、通報をした者に通知するものとする。
  - 3 法令所管課は、通報を受理した後において、当該通報に係る通報対象事実について、他の法令所管課又は県の機関以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該行政機関を、通報者に対し、様式2により遅滞なく教示するものとする。
  - 4 前項において、当該教示を行う法令所管課は、法執行上の問題が生じない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供するものとする。
  - 5 公益通報として受理しない通報については、一般の相談、意見、苦情等の申し出として対応するものとする。

#### (調査の実施)

- 第9条 法令所管課は、受理した通報について必要な調査を行わなければならない。
- 2 法令所管課は、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を様式4により、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。
  - 3 法令所管課は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめるものとする。ただし、通報者の同意がある場合にはこの限りではない。
  - 4 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応に責任を有する職員等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理しなければならない。
  - 5 法令所管課は、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等（以下「利害関係人の営業秘密等」という。）に配慮しつつ、必要に応じ、通報者に対し、調査

の進捗状況を様式5により通知するものとする。

- 6 法令所管課は、調査結果を取りまとめたときは、利害関係人の秘密等に配慮しつつ、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者に対し、様式6により遅滞なくこれを通知するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第10条 法令所管課は、通報についての調査を行った結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適正な措置を講じなければならない。

- 2 法令所管課は、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、法令所管課が講ずる措置の内容を、利害関係人の営業秘密等に配慮しつつ、通報者に対し、様式7により遅滞なく通知するものとする。

(意見又は苦情への対応)

第11条 法令所管課は、通報対応に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 法令所管課は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤルを紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第12条 法令所管課及び通報相談窓口は、通報等に係る記録その他の関連資料（以下「通報関連資料」という。）を、通報者等の秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

- 2 通報関連資料の保存期間は、5年間とする。ただし、保存期間の終了時において通報等に関連する争訟が生じているなどの特別の事情がある場合においては、保存期間を延長する。

(協力義務)

第13条 県の機関は、この要綱に規定する事務処理について、県の他の機関又は他の行政機関その他の公の機関から協力を求められたときは、協力を拒むことにつき正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

- 2 通報対象事実が複数の法令に該当する等の理由により、法令所管課が複数ある場合は、当該法令所管課は連携して調査を行い、又は措置を講ずるなど、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第14条 県の機関は、法に基づく公益通報以外の通報であっても、事業者の法令遵

守の取組を推進するため、必要に応じ、この要綱の規定の例により事務処理を行うよう努めるものとする。

(細則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。













受付番号 \_\_\_\_\_

受付担当者所属・職氏名 \_\_\_\_\_

外部通報受付票

通報日時	年 月 日 ( ) 時 分					
通報の方法	電話	電子メール	FAX	郵送	面会	その他 ( )
通報者氏名等	氏名					不明
	勤務先					不明
	性別					不明
	年齢					不明
	電話番号					不明
	メールアドレス					不明
通報者の区分	労働者	退職者	役員	取引先		
通報内容	①通報対象者	事業者名： 部署名：				
	②通報対象事実	(いつ) (どこで) (どのような)				
	③通報対象事実は	生じている 生じようとしている その他 ( )				
	④対象となる法令等違反					
	⑤証拠書類等	有【書面 録音テープ CD-R その他 ( )】 無				
	⑥県以外への相談・通報の有無	有 ( ) 無				
	⑦特記事項					
	留意事項					
通報者への連絡方法	電話 (自宅 職場 携帯)：電話番号 _____ 電子メール：アドレス _____ 郵送 (自宅 職場 その他)：送付先 _____					

様式2（第5条第3項、第7条第5項、第8条第3項関係）

文 書 番 号  
年 月 日

通報者等 あて

通報等を受け付けた県の機関の長印

公益通報者保護法に基づく通報先について（通知）

年 月 日にあなたから相談（通報）のありました件について、処分等の権限を有する行政機関は下記のとおりです。

なお、あなたから相談（通報）があった事実及びあなたの個人情報は厳重に管理しており、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

処分等の権限を有する行政機関名

所在地 〒

電話番号

所属名：
担当者：
電話：
FAX：
電子メール：

様式3（第8条第2項関係）

文書番号  
年 月 日

通報者 へ

法令所管課長 印

公益通報者保護法に基づく通報結果について（通知）

年 月 日にあなたから通報のありました件は、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、通知します。

なお、あなたから通報があった事実及びあなたの個人情報は厳重に管理しており、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

1 通報内容

2 通報の取り扱い	受理する	受理年月日
	不受理	理由

所属名： 担当者： 電話： FAX： 電子メール：
---------------------------------------

様式4（第9条第2項関係）

文書番号  
年 月 日

通報者 あて

法令所管課長 印

公益通報者保護法に基づく調査について（通知）

年 月 日にあなたから通報のありました件につきましては、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

なお、あなたから通報があった事実及びあなたの個人情報 は 厳重に管理しており、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

調査の実施について	実施する 着手予定日
	実施しない 理由

所属名：
担当者：
電話：
FAX：
電子メール：

文 書 番 号  
年 月 日

通 報 者 あて

法令所管課長 印

公益通報者保護法に基づく調査の進捗状況について（通知）

年 月 日にあなたから通報のありました件についての調査状況は  
下記のとおりです。

なお、あなたから通報があった事実及びあなたの個人情報 は 厳重に管理して  
おり、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

（進捗状況を記載）

所属名：
担当者：
電話：
FAX：
電子メール：



様式6（第9条第6項関係）

文 書 番 号  
年 月 日

通 報 者 あて

法令所管課長 印

公益通報者保護法に基づく調査結果について（通知）

年 月 日にあなたから通報のあった件についての調査結果は下記のとおりです。

なお、あなたから通報があった事実及びあなたの個人情報 は 厳重に管理しており、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

（調査結果を記載）

所属名：
担当者：
電話：
FAX：
電子メール：

様式7（第10条第2項関係）

文書番号  
年 月 日

通報者 へ

法令所管課長 印

公益通報者保護法に基づく措置結果について（通知）

年 月 日にあなたから通報のあった件についての措置結果は下記のとおりです。

なお、あなたから通報があった事実及びあなたの個人情報 は 厳重に管理しており、通報処理に従事する者以外が知り得ることはありません。

記

（措置結果を記載）

所属名：
担当者：
電話：
FAX：
電子メール：